令和5年度 **町県民税の納付**について

令和5年度町県民税税額決定納税通知書をお送りしましたので、課税の基礎となる所得等の内訳をご確認いただき、ご不明な点は役場総務課税務係までお問い合わせください。

納期と納期限

納期（納期月）	第１期（6 月）	第２期（8 月）	第３期（10 月）	第４期（12 月）
納期限及び 口座振替日	令和５年 6 月 30 日（金）	令和５年 8 月 31 日（木）	令和５年 10 月 31 日（火）	令和５年 12 月 26 日（火）

納付場所･納付方法

１．コンビニエンスストア・金融機関で納付してください

納税通知書に記載されている注意事項をご確認いただき、コンビニエンスストアまたは納税通知書裏面記載の金融機関の支店･支所で各納期限までに納付してください（手数料はかかりません）。

※全国の地方税統一2次元コード対応金融機関での納付も可能になりました。

２．口座振替をご希望される方

役場総務課収納推進係又は町内金融機関へ「町税等口座振替依頼書」を提出してください。

用紙は、役場又は各金融機関窓口にもありますので届出印をお持ちください。

※口座振替の登録にあたって・・・

手続きには、口座の照合や届出印の確認などが必要となりますので、納期限に間に合うよう、希望される方は、早めに「町税等口座振替依頼書」の提出をお願いします。

第１期分の口座振替の依頼は、　６月２１日(水)までに　お願いします。

（ゆうちょ銀行の場合は、手続きに時間がかかるため、第２期８月３１日納期限からの振替となります。）

町県民税の納税義務のある方

○令和5年1月１日現在、坂城町に住所（生活の本拠）を有する方。

○坂城町に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、坂城町に住所のない方。

担当：坂城町役場総務課

町県民税に関することは**税務係**　／　口座振替、納付に関することは**収納推進係**

電話【代表】0268(82)3111　【直通】0268(75)6206

裏面もご覧ください。

町県民税の算出について（税額決定納税通知書）

『均等割額』＋『所得割額』＝『年税額』

1）均等割額　町民税3，500円＋県民税2，000円＝5，500円

2）所得割額　前年中の所得に応じて算出されます。

［（所得金額-所得控除額）×税率 ］－調整控除額－税額控除等＝所得割額

①所得金額は、前年１月１日から12月31日までの１年間の収入から必要経費や給与所得控除などを差し引いたものです。複数の所得がある場合はそれらを合計します。

②所得控除額は、納税者に扶養親族等がいる（配偶者控除、扶養控除）、社会保険料の支払額がある（社会保険料控除）など、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引く金額です（生命保険料控除、地震保険料控除等）　。

③税率は町民税6％、県民税4％です。　※各種控除額等は通知書の裏面をご覧ください。

〇次の方は、非課税となります。

・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方。

・障害者、未成年者（平成17年1月3日以後生）、寡婦、ひとり親で前年中の所得135万円以下の方。

均等割額及び所得割額がかからない方

１）均等割額がかからない方

前年の合計所得金額が28万円（その方に扶養親族等がいる場合は、その人数に１を加えた数を乗じて得た金額に16万８千円を加えた金額）に10万円を加算した額以下の方は均等割額がかかりません。

（例１）扶養親族が１名の場合

［280,000×（1+1）］+168,000+100,000　＝　<u>828,000円以下</u>の方は均等割額がかかりません。

２）所得割額がかからない方

前年の総所得金額等が35万円（その方に扶養親族等がいる場合は、その人数に１を加えた数を乗じて得た金額に32万円を加えた金額）に10万円を加算した額以下の方は所得割額がかかりません。

（例２）扶養親族が１名の場合

［350,000×（1+1）］+320,000+100,000　＝　<u>1,120,000円以下</u>の方は所得割額がかかりません。

よくあるご質問

☆パート収入（95万円）だけで所得税は課税されていなくて、扶養になっていますが、町県民税の納税通知書が届きました。なぜでしょう？

↓

収入が103万円以下の方は、所得税の計算では課税がなく、扶養親族（被扶養者）になれます。

町県民税では、上記**「均等割額及び所得割額がかからない方」の「1）均等割額がかからない方」**の範囲でなければ、均等割額がかかります。

パート収入が95万円なので、給与所得控除の金額は55万円で所得は40万円となります。38万円を超えているため、　均等割額5,500円を納税していただくことになります。

◇昨年は均等割額だけでしたが、今年は所得割額が加算されましたがどうしてですか？

↓

町県民税は所得に応じての課税となります。所得は、その年によって多かったり少なかったりすることがありますので、同様の条件でない場合は、比較が困難です。

また、控除額（扶養控除、社会保険料控除等）の増減により、所得割額がかからない基準を超えたため、所得割額の課税となることも考えられます**（上記「均等割額及び所得割額がかからない方」の「2）所得割額がかからない方」）**。